



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 4 年 (受) 第 2 0 8 3 号
決 定 日	平成 2 5 年 7 月 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇 樹 山 浦 善 樹
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成 2 4 年 (ネ) 第 4 7 2 号 (平成 2 4 年 6 月 2 9 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 2 5 年 7 月 4 日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 佐 野 真 一 (印)</p>	

当事者目録

申立人	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
同代表者理事	高 篤 英 弘
同訴訟代理人弁護士	長 野 浩 三 ほか
相手方	株式会社ジェイ・エス・ビー
同代表者代表取締役	岡 正 人
同訴訟代理人弁護士	田 中 伸 ほか

これは正本である。

平成 25 年 7 月 4 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 佐野真

